

平成  
**28**年度  
補正

## 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

### 制度の概要

#### ① 事業の概要(目的)

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援するもの。

#### ② 補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者。本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者、【革新的サービス】で申請される方は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者。

#### ③ 補助対象要件

認定支援機関(経営革新等支援機関)の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業であり、以下の要件のいずれかを満たすこと。

##### 1. 革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経営利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

##### 2. ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

#### ④ 対象経費

機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、試作品の開発に係る経費等

#### ⑤ 補助対象事業、補助率等

	革新的サービス	ものづくり技術
第四次産業革命型	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：3,000万円(下限：100万円)</li> <li>補助率：2/3以内</li> <li>設備投資が必要</li> </ul>	
一般型	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：1,000万円(下限：100万円)</li> <li>補助率：2/3以内</li> <li>設備投資が必要</li> </ul>	
小規模型	設備投資のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：500万円(下限：100万円)</li> <li>補助率：2/3以内</li> <li>設備投資が必要</li> </ul>
	試作開発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助上限額：500万円(下限：100万円)</li> <li>補助率：2/3以内</li> <li>設備投資が可能(必須ではない)</li> </ul>

※雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増  
※最低賃金引上げの影響を受ける場合については、補助上限をさらに1.5倍

#### ⑥ 募集期間

- ◆ 1次公募 受付開始：平成28年11月14日(月)  
締切：平成29年1月17日(火)